

令和 7 年度 若年技能者人材育成支援等事業推進計画

事業項目	内 容
1 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓	○技能尊重の気運の醸成、若年技能者の人材育成・確保を図るため、建設系や製造系の職種等について一定水準の技能を有する熟練技能者を「ものづくりマイスター」として認定し、中小企業や工業高校等学校、公共施設や民間施設のイベントエリア等に派遣し、実技指導やものづくり教室等を実施します。 ○企業・業界団体への訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行います。 ○目標とするものづくりマイスターの認定件数及び活動件数を踏まえて、地域のニーズ、登録されているものづくりマイスターの職種や人数を勘案し、不足している職種について開拓を行います。
(2) ものづくりマイスターに対する研修	○新たに認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導の活動報告書の作成方法等の事務を含む指導技法等講習を実施します。 ・開催頻度：年 2 回程度 ・研修内容： ・指導技能が全国的に均一化できるよう、センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を活用します。 ・また、必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接し方の知識付与や実技指導の派遣依頼元の意見等を踏まえた内容の講習とします。 ○センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 センターが実施する指導技法等講習の講師養成研修と事例発表・意見交換会への参加を促します。
2 ものづくりマイスターの活用に係る業務	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	○コーナーの相談窓口において、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を実施します。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助 ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート
(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施	○中小企業・業界団体及び工業高校等学校及び専修学校・各種学校に対し、ものづくりマイスターを派遣し実技指導を行います。

	○企業等にもものづくりマイスターの派遣指導の活用を促し 中小企業等の若年技能者育成を広く行えるよう、新規利用企業等の開拓に努めます。 <指導対象者> 主に 15 歳から 35 歳未満の若年技能者 <ものづくりマイスターの派遣先> ①中小企業・業界団体 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用して実技指導を行います。 ②工業高校等学校及び専修学校・各種学校 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用して実技指導を行います。 【活動目標】 延べ日数 2,130 人日
(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信	① 地域若者サポートステーション事業の支援対象者であるニートの若者等に対して、サポートステーションから協力要請があった時は協力して実施します。 ② 小中学校等の児童・生徒等に対する「ものづくりの魅力」発信 将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるよう、小中学校等において児童・生徒(工業高校等の学生を除く)や教師、保護者等に対するものづくりの実演・魅力を伝えるものづくり教室(講義を含む)を実施します。 ③ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等における「ものづくりの魅力」発信 公共施設や民間施設を活用して、小中学生から保護者・地域住民等幅広い年齢層にもものづくり教室を実施し、ものづくり体験の機会を提供することによりものづくりの楽しさや技能の大切さ、マイスターや技能士の技能の素晴らしさについてより理解を深め、参加者が将来ものづくりの仕事を目指す契機とします。 ④ ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信 令和 8 年 2 月に開催予定の技能グランプリがより効果的な実施となるよう競技大会連携事業を実施します。 グランプリと同一会場で同一時期に、ものづくり体験教室をはじめ技能士の仕事を紹介する展示やグランプリの競技映像等の投影などを実施するとともに、来場者をグランプリに誘導し、技能士の職業・職種及び技能の高さやものづくりの魅力等を感じてもらい、将来の職業像がイメージできる機会とします。 【活動目標】 延べ日数 2,666 人日

(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	○企業等から派遣指導や、ものづくり教室への派遣要望がある場合、熟練技能者（ものづくりマイスターの認定を受けていない１級以上の技能士又は実務経験が１２年以上ある方等）を派遣し、実技指導を行います。 <指導対象者> 主に１５歳から３５歳未満の若年技能者 <熟練技能者等の派遣先> ①工業高校等学校及び専修学校・各種学校 ②公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベント ③小中学校等の児童・生徒等に対するものづくり教室 ④ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための各種大会 等
---	---

３ 地域における技能振興事業の実施

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	ア 技能五輪全国大会の予選会の実施 大阪府域における技能振興の取組を一層推進するため、技能尊重気運の醸成等の技能振興事業を実施します。 技能五輪全国大会の予選会の活性化や若年者の技能レベルの向上等を図るため、多くの企業・教育訓練機関等に対して、予選会の参加に向けた働きかけを行い、予選会を大阪府職業能力開発協会と共同で実施します。 各都道府県職業能力開発協会が独自の選考基準で推薦する職種のうち、以下の職種について、技能検定とは別に大阪府予選会として競技を行います。 【予選参加人数（目標）】 <table border="0"> <tr> <td>【美容】</td><td>第１四半期４月下旬：３名程度</td></tr> <tr> <td>【西洋料理】</td><td>第１四半期５月上旬：３名程度</td></tr> <tr> <td>【精密機器組立て】</td><td>第１四半期６月中旬：３名程度</td></tr> <tr> <td>【造園】</td><td>第４四半期２月中旬：６名程度</td></tr> <tr> <td></td><td>４職種 １５名程度</td></tr> </table> イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を促進するため、中小企業・教育訓練機関等に所属する参加選手とその指導者等の旅費と工具等運搬費（選手のみ）の支援を行い、中小企業や教育訓練機関等からの大会への参加を促進します。 【技能五輪全国大会（愛知県）】 日時：１０月１７～２０日 対象：選手 ２０名程度 指導者 １０名程度 【若年者ものづくり競技大会（香川県）】 日時：８月３～５日 対象：選手 １０名程度 指導者 ５名程度	【美容】	第１四半期４月下旬：３名程度	【西洋料理】	第１四半期５月上旬：３名程度	【精密機器組立て】	第１四半期６月中旬：３名程度	【造園】	第４四半期２月中旬：６名程度		４職種 １５名程度
【美容】	第１四半期４月下旬：３名程度										
【西洋料理】	第１四半期５月上旬：３名程度										
【精密機器組立て】	第１四半期６月中旬：３名程度										
【造園】	第４四半期２月中旬：６名程度										
	４職種 １５名程度										

(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和7年度の卓越した技能者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行います。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応	「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、令和7年度も新規認定が行われないため、両事業のいずれかの認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた場合は、センターに問い合わせるよう伝えます。

4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

(1) 連携会議の設置	○職業能力開発主管課、教育委員会、労働局、労使団体等を委員とした連携会議を設置します。 年2回開催予定 ・年度当初に実施計画を踏まえたものづくりマイスター等の派遣やものづくり魅力発信、技能振興の取組み、事業実施にあたっての連携、協力の在り方等について意見交換を行い、方針を決定します。 ・年末には、当年度の事業実施状況を報告し、次年度に向けた改善事項等、次年度の計画策定のための意見を聴取します。
(2) 都道府県労働局との連携	○ものづくりマイスターの制度の周知を図るため、大学や専門学校等の教育機関（工業高校以外）及び中小企業等における派遣指導等について、労働局職業安定部と連携して広報、活用促進を図ります。

5 成果目標

(1) 活動目標	【ものづくりマイスターの活動数】 <table> <tr> <td>中小企業・業界団体</td><td>1,080 人日</td></tr> <tr> <td>工業高校等学校及び専修学校・各種学校</td><td>1,050 人日</td></tr> <tr> <td>地域若者サポートステーション</td><td>10 人日</td></tr> <tr> <td>小中学校等の児童・生徒等</td><td>756 人日</td></tr> <tr> <td>公共施設・民間施設のイベントエリア等</td><td>1,300 人日</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4,196 人日</td></tr> </table> 【ものづくりマイスターの認定者数】 15 人	中小企業・業界団体	1,080 人日	工業高校等学校及び専修学校・各種学校	1,050 人日	地域若者サポートステーション	10 人日	小中学校等の児童・生徒等	756 人日	公共施設・民間施設のイベントエリア等	1,300 人日	計	4,196 人日
中小企業・業界団体	1,080 人日												
工業高校等学校及び専修学校・各種学校	1,050 人日												
地域若者サポートステーション	10 人日												
小中学校等の児童・生徒等	756 人日												
公共施設・民間施設のイベントエリア等	1,300 人日												
計	4,196 人日												
(2) 成果目標	①ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度 90%以上 ②ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後活かせるとした受講者の割合 90%以上 ③ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度 90%以上 ④ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合 90%以上												